

地域再犯防止推進モデル事業の成果について

1 事業名称

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業（国事業名：地域再犯防止推進モデル事業）

2 事業内容

平成30年度から令和2年度の3年間の法務省委託事業。不起訴や執行猶予処分となった知的障害等のある人に、市・司法・福祉が連携した以下の支援を実施し、効果的な再犯防止の取組について検証する。

（1）支援対象者の安定した生活を目的とした継続的な見守り

長期的な視点で適切な支援を行うとともに、支援可能な関係性を失わないよう対象者の動向や所在の把握を目的とした、基幹相談支援センターによる継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組を実施した。

（2）多角的な支援を目的とした刑事司法と福祉による協働

支援者の触法障害者に対する理解促進や、支援対象者の社会的な学びを目的とした、北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による取組を実施した。

（3）支援対象者の就職率向上や定着促進を目的とした効果的な就労支援

触法障害者の就労支援及び雇用の定着を目的とした更生保護就労支援事業受託者との連携による取組を実施した。

3 成果

（1）指標

ア 成果指標①：見守り継続者率（目標値として理想値100%を設定）
継続的な見守り支援が実施できているかを確認するため設定。

イ 成果指標②：就労成就率（目標として実績値40%を設定）
就労支援が効果的に行われているかを確認するため設定。

（2）内容

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①見守り継続者率	%	目標	—	100.0	100.0	モデル事業開始後の新規の者延べ34人中33人継続
		実績	—	100.0	97.1	
②就労成就率	%	目標	—	40.0	40.0	就労支援候補者調査票作成（支援者の見立てがあり、本人に意思がある者）16人。うち、6人が一般就労継続。3人がA型就労支援事業所利用継続。 ※B型事業所2人（B型も含めると68.8%）。
		実績	—	46.2	56.3	

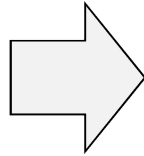
◎地域再犯防止推進モデル事業成果報告まとめ

取組

①継続的な見守り

〈取組〉

- ・直接的、継続的な見守りを目的として、支援対象者に対する定期的な相談支援を実施する。
- ・支援の進捗管理や支援方針の確認を目的として、触法障害者個別支援会議を開催する。
- ・より効果的な支援スキーム構築を目的として、実務担当者による支援者連絡会議を開催する。



実績

(H31.4~R2.9)

成果指標①

見守り継続者率 97.2%
(33人/34人)

活動指標

見守り支援件数 1,459件

その他の実績

更生支援計画作成 13件

得られた結果

- ・早期（入口時点）から同じ支援者が、長期的に関わることができたケースは、順調に見守りが継続した。
- ・見守り期間が長期的になるほど、就労や生活に乱れが生じる傾向にある。
- ・取組の継続により、相談元が多様化。



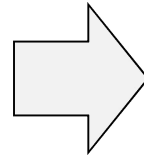
検証結果・今後に向けた課題

- ・対象者への理解に基づいた、福祉サービスの利用のみを前提としないアプローチを取ることは、多くの対象者の見守り継続には有効
- ・関わりの長い対象者ほど、規範意識の涵養、逸脱行為の抑制の観点から、弁護士や保護観察官等の司法関係者も継続して関われる体制づくりが必要。
- ・触法障害者支援が社会的に受け入れられるような土壌づくりの一環として、被害者支援の充実を求める声もあった。

②刑事司法と福祉による協働

〈取組〉

- ・協力雇用主や障害福祉サービス事業者等に支援対象者の行動理解や対応方法について、法務省機関と連携して研修会等を実施する。
- ・支援者の要請に応じて支援対象者が社会的ルールを学ぶ機会を提供する。
- ・個別の支援において、法務省の技官等によるアドバイスを求める。



活動指標

研修会参加者数 436人
(目標：320人)

その他の実績

地域援助活動を利用した心理士による能力・性格検査等 4件

- ・犯罪行為に至る背景には、障害とは認識されにくい、軽度な知的障害から生じる、対人関係や生活困窮等多くの要因がある。
- ・心理検査などの検査結果は、障害福祉関係事業所にとっては生活支援の方針として、雇用者にとっては作業適性を考える上での資料として有効。

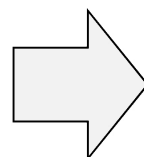


- ・一つの機関の一面的なアプローチではなく、多職種連携による多面的なアプローチが重要。
- ・他機関との協働にあたっては、何れもすりあわせを行う必要はあるが、それがお互いの強みを確認することに繋がり、有効な連携体制が構築できる。
- ・検査結果は、関係者に理解を得るための根拠として効果的であることから、協力関係の継続が必要。

③効果的な就労支援

〈取組〉

- ・基幹相談支援センターが開催する個別就労支援会議に更生保護就労支援事業受託者である法人からアドバイザーを派遣することにより、本人の適性に合った就労につなげるとともに、定着を図る。
- ・協力雇用主等に対して雇用しやすい環境づくり（研修や助言等）を行う。



成果指標②

就労成就率 56.3%
(9人/16人)
※日型事業所2人を含めると68.8%

活動指標

個別就労支援会議開催件数 36件

- ・犯罪行為に至る障害者は障害程度が比較的軽度。大半は障害福祉サービス利用に対する抵抗感があり、一般就労に強い更生保護の側面を活かした就労支援は有効。
- ・企業側からは、障害者雇用の実績が無く不安との声があったため、細やかな情報共有と、困った時の相談体制など雇用主をサポートする仕組みは有効。



- ・協力雇用主に加え福祉職（基幹相談支援員）が寄り添い支援を継続的に行うこと、福祉職が協力雇用主に対して障害特性に関するアドバイスを実施することが就労の継続には必要。
- ・福祉的就労の場合、協力雇用主のような就労・職場定着奨励金のような制度が無く、事業者側の負担が大きい。
- ・必要なのは、企業・司法・福祉の三者の連携。長期的視点をもって関係性を築くことが大切。